

住宅ローン

商品名	かわしん住宅ローン
ご融資期間	○25年以内
ご融資利率	○当金庫所定方式で決定する利率を適用します。 ○借入期間中の利率の変更はありません。
ご返済方法	○元利均等返済または元金均等返済 ※ボーナス時の増額返済との併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。
手数料 ※手数料は 消費税等込	○・無保証住宅ローン取扱手数料 1案件 55,000円 ・住宅ローン新規実行手数料 融資金額×2.2% ・電子契約手数料(電子契約サービスを利用した場合) 融資金額500万円超～1,000万円以下: 5,500円、1,000万円超～5,000万円以下: 11,000円、5,000万円超～1億円以下: 33,000円、1億円超: 55,000円 ・繰上返済手数料 11,000円 ・その他変更手数料 5,500円 返済方法等の条件変更等、金利引下げの時など。その他については窓口担当者にお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)に営業店またはリスク統括部(午前9時～午後5時、電話番号:0120-119-034)にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話番号:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話番号:03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話番号:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話番号:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	○その他のお取扱いは『舞・Home 21《自由自在》』と同様です。

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。